

令和7年度高齢者施設等災害対応力強化事業業務委託仕様書案

1 委託業務の名称

令和7年度高齢者施設等災害対応力強化事業業務委託

2 目的

本業務の目的は、令和6年能登半島地震（以下、本地震という）における高齢者、障害者施設の災害対応等に関して課題を整理し、被災時における地域の介護提供体制を可能な限り維持するため、被災後の業務継続まで含めた災害対応力について、地域として強化を図ることを目的とする。

3 検証対象地域及び機関等

(1) 対象地域

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

(2) 対象施設

(1)に七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に所在する高齢者、障害者施設・事業所213施設のうち、入所系施設約135施設

4 業務内容

県は、能登6市町の被災施設における事前の災害対策の状況、建物等の被害状況、受援の状況、職員の勤務状況、経営者の判断等を調査し、今後同規模の大災害が起きた際に、被災後の業務継続まで含めた地域としての災害対応力強化を目的とし、今回の災害対応における課題を徹底して抽出し、対応策を整理した上で、県の「高齢者施設等における防災計画作成指針（以下、「指針」と呼ぶ）」の見直しを図ることとしている。（調査・分析の想定スケジュールは別紙2を参照）本業務は、県が実施する当該事業について、以下の(1)～(6)に記載の内容を委託するものである。

なお、本事業の結果を基に、石川県地域防災計画とも関連した指針の改訂に加え、令和8年度以降には、災害時を想定した地域連携体制の構築といった取り組みを行う予定としており、次年度以降の取り組みに繋げることを十分に考慮して業務を実施すること。※石川県地域防災計画については、県のホームページに掲載しているのので、必要に応じて参照すること。

(1) 高齢者施設等への一次調査支援【7月～9月】

ア 高齢者施設等へのアンケート調査

- ① 本地震の災害対応における事前の災害対策の状況、建物等の被害状況、受援の状況、職員の勤務状況、経営者の判断等に関して、アンケート調査項目（別紙1を参照）を検討し、県と協議の上、調査を実施すること。アンケート調査は、本事業の目的を鑑み、必要事項を網羅できるよう考慮するとともに、回答者の負担を

極力少なくするよう工夫すること。

- ② アンケート調査の実施に際しては、Web フォームの利用を想定しているため、Web フォームのアカウント調達を実施すること。Web フォームの調達・利用、本業務全般の個人情報の取扱いに関しては、別紙3『石川県情報調達共通特記仕様書』及び別紙4『石川県個人情報取扱事務委託基準』を遵守すること。また、想定している Web フォームの製品名、セキュリティ要件を企画提案書に明記すること。（セキュリティ要件を満たす製品がない場合は、Excel 等の配布により対応することとし、その旨を企画提案書に明記すること。）

イ 委託事業者が有する知見・ノウハウを活かしたアの調査結果の分析

本業務仕様書4-(2)に記載の追加調査及び県の指針改訂作業を円滑に実施するため、過去の支援実績や専門的な視点から、以下の①～③の基礎資料をとりまとめ県に対して指定する期限までに提出すること。企画提案に当たっては、提案者が有する具体的な知見、ノウハウ、人材を示すこと。

- ① アンケート項目ごとに一次調査の回答を整理した一覧表
- ② その他専門的・客観的な観点から、不足していると考えられるアンケート項目一覧
- ③ ①、②を基にした追加調査の対象施設案、日程・実施方法案（時間的制約があることから、調査対象者の優先順位を示すとともに、オンラインによる調査等、効率的な方法を提案すること。）

※他自治体の過去事例や現行指針等を研究し、県に対して情報提供するとともに、専門的な知見・ノウハウを生かした追加のアンケート項目等、指針改訂に資する客観的な指摘、助言を実施すること。社外の有識者に協力を求めることも可能とするが、人選については県と協議の上で決定することとする。（具体的な候補者がいる場合は企画提案書に記載すること。）

※関連資料の取得に当たっては依頼文書の発出など、県も必要な範囲で協力する。

(2) 追加調査及び検証報告書の作成【9月～第1回策定委員会時まで】

一次調査において、回答がない項目や回答が不十分・不明確な項目に関して、深堀するための追加調査（書面照会及び対面によるヒアリング調査（状況に応じて電話・Webも可））を実施し、4-(1)イの調査結果も踏まえた最終的な調査結果を検証報告書として取りまとめの上、県に報告すること。

※県が不十分と判断した場合は、追加のヒアリング調査等を指示するので、対応すること。

(3) 会議の運営等に係る支援

本業務仕様書4-(1)、4-(2)において実施したアンケート調査結果等を踏まえ、外部有識者の意見を反映し、業務継続に向けたより現実的な改善に繋げるため、令和7年10月頃を目途に高齢者、障害者施設等の防災計画作成指針策定委員会（以下、「策定委員会」と呼ぶ）（3回程度）を立ち上げる予定としており、本委員会の運営に関して、以下の業務支援を実施すること。

ア 第1回策定委員会で提示する検証結果の説明

令和7年10月頃に第1回策定委員会(外部有識者で構成)の開催を予定しており、その中で4-(2)において取りまとめた検証報告書の内容についてわかりやすく示すとともに、各委員へわかりやすく提示するための説明用PowerPoint等を作成すること。

イ 指針改訂案の作成支援

県は、4-(1)、4-(2)の調査結果等も踏まえ、全3回を予定する策定委員会に指針の改訂案を示すこととしており、各委員会の意見等を踏まえ、県が作成する指針案に対し、その改定趣旨を踏まえ、現行計画との比較や課題について、提案者が有する専門的な知見やノウハウ等により、具体的な修正案について助言し、円滑な指針改訂を支援すること

ウ その他運営支援

- ・全3回の策定委員会へ出席すること。オンラインでの出席も可とする。
- ・第1回委員会において各委員から出た意見等により、各事業者への追加調査等が必要になった場合は、県と協議の上、調査を実施すること。

(4) 打合せ協議等

ア 週次以上の頻度でオンラインを含む定例ミーティングを実施し、現状報告、進捗確認、ネクストアクションの整理を実施すること。

イ 検証に必要なタスクの洗い出しを実施し、全体スケジュールの作成・管理を行い、遅滞なく事業が完遂できるよう支援すること。

(5) 検証報告書の配置デザイン案作成、体裁調整

各種調査・分析結果を見やすい形式に整理・デザインし、報告書としてデータ化すること。

(6) その他

令和7年度末までの見直しを予定している「高齢者施設における防災計画作成指針」及び「障害者施設における防災計画作成指針」に本検証結果を的確に反映できるよう、年度末までに県の準備体制及び関係機関との連携に関する不足点を指摘し、改善の方向性を提案すること。提案に当たっては、最新の知見や他自治体の事例を研究の上、必要性を十分に検討し、費用対効果の最大化について考慮すること。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6 サービスレベル

(1) 体制

2名以上の担当者を配置し、企画提案書に配置予定の担当者の詳細情報を記載すること。（具体的な人選が未定の場合は、予定している人員のレベルが分かる情報を記載すること）また、契約日から第2回策定委員会（令和8年1月頃）までの間、県や関係機関からの問い合わせに対して即応できる人員を1名以上配置すること。

※企画提案書に、当該人員の人数と予定している人員の情報（役職・職位・経歴・経験業務などの情報）を記載すること。

（2）総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

7 成果品

（1）提出物

- ・ 検証報告書（A4判）冊子（100部及び電子データ一式）
- ・ 事業遂行過程で作成したドキュメント一式

（2）提出場所

石川県健康福祉部長寿社会課執務室（石川県庁9階）

（3）提出期限

令和8年3月31日

8 提出書類

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）契約締結後に速やかに提出するもの

- ・ 事業計画書及び実施工程表
- ・ その他県が業務の確認に必要と認める書類

（2）業務進捗に合わせ随時提出するもの

- ・ 事業の詳細行程や進捗状況を報告する資料
- ・ その他県が業務の確認に必要と認める書類

（3）業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 実績報告書
- ・ その他県が業務の確認に必要と認める書類

9 その他の留意事項

（1）受託者は、業務の遂行において、協議内容を確認するために打合せの都度議事録を提出し、発注者の承認を得ること。

（2）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、

県と受託者が協議の上、定めることとする。上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。